

Web 約款のご案内

ホームページで「ご契約のしおり・約款」を簡単にご確認いただけます

当社では、お客さまの利便性向上と紙資源削減による環境負荷軽減のため、ホームページにWeb 約款* を掲載し、ご提供しています。なお、この取組みは、SDGsにおける17の目標のうち「12. つくる責任 つかう責任」につながる取組みです。* [Web 約款] とは、当社ホームページで閲覧いただける「ご契約のしおり・約款」のことです。



- スマートフォンやパソコン等でいつでも閲覧できます
- 文字を拡大して閲覧できます
- 検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に閲覧できます

SDGs
12
つくる責任
つかう責任


Web約款の閲覧方法

1. フコクしんらい生命 Web 約款ページにアクセスしてください。

保険をご検討中

QRコードを読み取る方法

スマートフォンなどからQRコードを読み取り、アクセスしてください。



URLを入力する方法


つぎのURLまでアクセスしてください。

<https://web-ic.fukokushinrai.co.jp/contractor>

ご契約成立（保険証券到着）後

QRコードを読み取る方法

スマートフォンなどからQRコードを読み取り、アクセスしてください。



URLを入力する方法

つぎのURLまでアクセスしてください。

<https://web-ic.fukokushinrai.co.jp/contractor>

2. 該当の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。PDFファイルが開きます。

商品名 : 定期保険
販売名称 : だいじょうぶ

上記商品の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。
取扱窓口は「**一般代理店**」です。

- 「ご契約のしおり・約款」の中から該当する契約日のボタンを選択してください。
※契約日は保険証券に記載されています。
- 取扱代理店「**その他一般代理店からご加入**」を選択してください。
- 上記商品の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

冊子版「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合

冊子版の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合は、生命保険契約申込書の「冊子を希望する」に○を付けてください。ご契約成立後に当社より「ご契約のしおり・約款」を郵送いたします。
「ご契約のしおり・約款」は保険証券とともに大切に保管してください。

【募集代理店】

【引受保険会社】

フコクしんらい生命保険株式会社

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1

TEL 03-6731-2100 (代表)

ホームページ <https://www.fukokushinrai.co.jp>

51240430(26.04) 募AFS1425052(26.2)

だいじょうぶ

定期保険



ご自身・ご家族の**必要保障**

- お手頃な保険料で一定期間の保障を確保いただけます。
- お客さまのニーズにあわせてさまざまな保障をご選択いただけます。
- 健康な方はもちろん、「健康に不安のある方」もお申し込みいただけます。



HELLO KITTY

© 2026 SANRIO CO., LTD.
APPROVAL NO. L670013



商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報

「契約概要」「注意喚起情報」は、ご契約の内容などに関する重要な情報を記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

フコクしんらい生命保険株式会社

だいじょうぶ



お客さま
一定期間

のライフプランにあわせて、
のさまざまな保障をご準備いただけます

お支払事由

保険期間

対象ページ

	お支払事由	保険期間	対象ページ
主契約	<p>死亡/高度障害</p> <p>定期保険</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡されたとき 所定の高度障害状態になられたとき 	<p>【年満期】 5~30年 (5年刻み)</p> <p>【歳満期】 55~100歳 (1歳刻み)</p>	P.3~4
特約 お客さまのニーズにあわせてさまざまな特約を付加できます*1	<p>がん</p> <p>がん保障 定期保険特約</p> <ul style="list-style-type: none"> 初めてがんと診断確定されたとき <p>死亡/高度障害の保障あり</p>		P.5
	<p>特定疾病</p> <p>特定疾病保障 定期保険特約</p> <ul style="list-style-type: none"> 初めてがんと診断確定されたとき 急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態になられたとき <p>死亡/高度障害の保障あり</p>	<p>【年満期】 5~30年 (5年刻み)</p>	P.6
	<p>認知症・要介護</p> <p>介護保障 定期保険特約</p> <ul style="list-style-type: none"> 所定の認知症と診断確定されたとき 要介護 2 以上に認定されたとき <p>死亡/高度障害の保障あり</p>	<p>【歳満期】 55~85歳 (5歳刻み)</p>	P.7
	<p>MCI・要支援 (認知症・要介護も含む)</p> <p>軽度介護 保障特約</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽度認知障害 (MCI) 所定の認知症と診断確定されたとき 要支援 1・2 に認定されたとき 要介護 1 以上に認定されたとき 2 年ごとまたは保険期間満了時に生存しているとき*2 <p>高度障害の保障あり</p>		P.8

お支払いする金額等については次ページ以降をご確認ください

持病がある方や健康に不安のある方へ（特別条件/引受基準緩和特則のご案内）

P.13~16

*1 各種特約の詳細につきましては19~24ページをご確認ください。
*2 生存給付金特約を付加した場合、「予防・治療給付金」(生存給付金)をお受け取りいただけます。



子育て期も、退職後も、

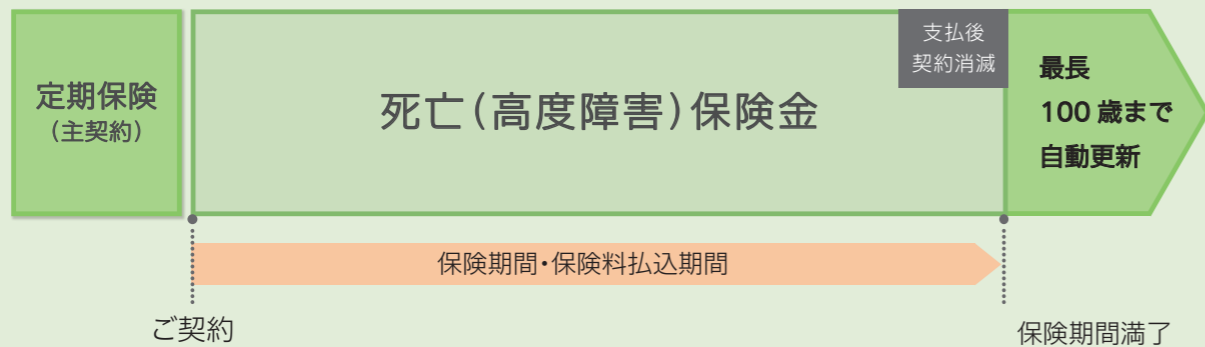
「万一」の保障に加え、ご希望にあわせて特約を付加することに

定期保険
(主契約)

- 特徴1** 万一にそなえることができます
死亡保険金・高度障害保険金をお支払いします
- 特徴2** ご自身のライフプランにあわせて
保険期間や保険金額をお選びいただけます
- 特徴3** ニーズにあわせて各種特約を付加することで、
必要な保障をお選びいただけます

選べる保険金額の範囲* 100万円～3億円

[しくみ図]



* 保険金額のお取扱いについては年齢やご加入状況等によって制限があります。
 ※ 引受基準緩和特約を付加することができます。詳細は13～16ページをご確認ください。



- がんの保障もプラス P.5
- がん・急性心筋梗塞・脳卒中の保障もプラス P.6
- 認知症・介護の保障もプラス P.7
- 軽度認知障害(MCI)・要支援の保障もプラス P.8



安心の保障を

より「がん」「認知症・介護」も保障できる保険です。

万一のときにそなえておきたいこと

●のこされたご家族の支出の心配があります。

世帯主に万一のことがあった場合に必要と考える生活資金額

出典1

およそ **6,283**万円

※総額は、サンプルごとの総額(年間必要額×必要年数)の平均値として算出

【出典1】
 (公財)生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」(2024年度)

お子さまの大学入学・在学費用

出典2

およそ **481**万円

※大学入学から卒業まで
 ※国立大学で自宅から4年間通学した場合

【出典2】
 日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果」(2021年12月)

●万一のときには整理資金も必要です。

葬儀費用合計(全国平均額)

出典3

およそ **118.5**万円

各項目の全国平均額

基本料金	75.7万円
飲食費	20.7万円
返礼品費	22.0万円

※0.1万円のズレは小数点第2位以下の和によるもの

【出典3】
 株式会社鎌倉新書「第6回お葬式に関する全国調査(2024年)」
<https://www.kamakura-net.co.jp/newsttopics/10760/>
 [基本料金] 斎場利用料、火葬場利用料、祭壇、棺、遺影、搬送費など、葬儀を行うための一式(固定費)
 [飲食費] 通夜ぶるまい、告別料理などの飲食(変動費*)
 [返礼品費] 香典に対するお礼の品物(変動費*)
 * 飲食費、返礼品費はひとりあたりかかる費用のため、参列人数に比例して変動します

お墓関連費用合計

出典4

およそ **298.6**万円

内訳

霊園使用料(貸付時のみ)(4.0m ²)	128.8万円
霊園(年間)管理料	3,720円
お墓の建立費用	169.5万円

【出典4】
 霊園使用料・霊園管理料は、都立八王子霊園の例(令和7年度東京都立霊園使用者の募集『公益財団法人東京都公園協会 令和7年度東京都立霊園使用者の募集「申込みのしおり」』より。)
 お墓の建立費用は(一社)全国優良石材店の会「第38回(2025)全国統一全優石お墓購入者アンケート」より墓地取得費用を除いた墓石の購入金額

がんや急性心筋梗塞、脳卒中などの

重い病気にそなえられます

「がん・急性心筋梗塞・脳卒中」などの重い病気は、決して他人事ではなく、罹患

した場合は、治療のための支出増加など生活を圧迫するリスクがあります。

がん保障定期保険特約

(以下記載のお支払額は特約保険金額100万円の場合)

特徴1 **がん**と診断確定されたとき、**一時金**をお支払いします

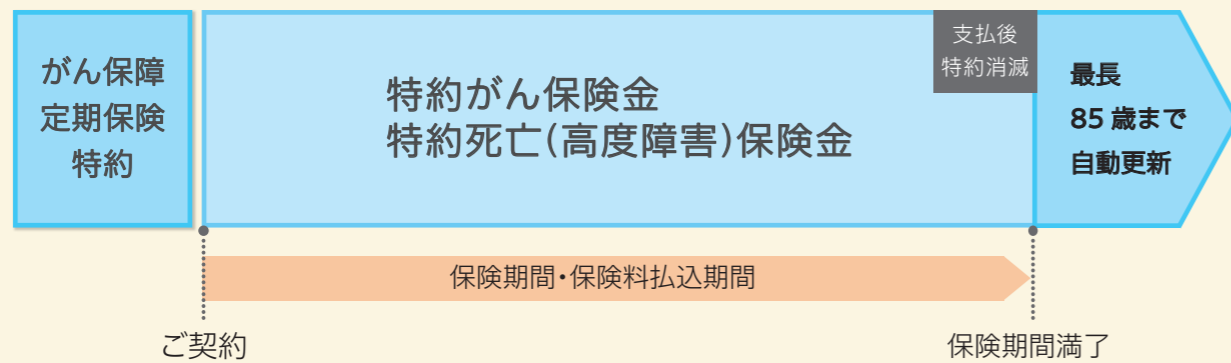
特約がん保険金 100万円

特徴2 **万一**にそなえることができます

特約死亡(高度障害)保険金をお支払いします

特約死亡(高度障害)保険金 100万円

[しくみ図] 選べる保険金額の範囲* **50万円 ~ 2,000万円**



* 保険金額のお取扱いについては年齢やご加入状況等によって制限があります。
 ※ 引受基準緩和特約を付加することができます。詳細は13~16ページをご確認ください。

特定疾病保障定期保険特約

(以下記載のお支払額は特約保険金額100万円の場合)

特徴1 **がん**と診断確定されたとき、**一時金**をお支払いします

特約特定疾病保険金 100万円

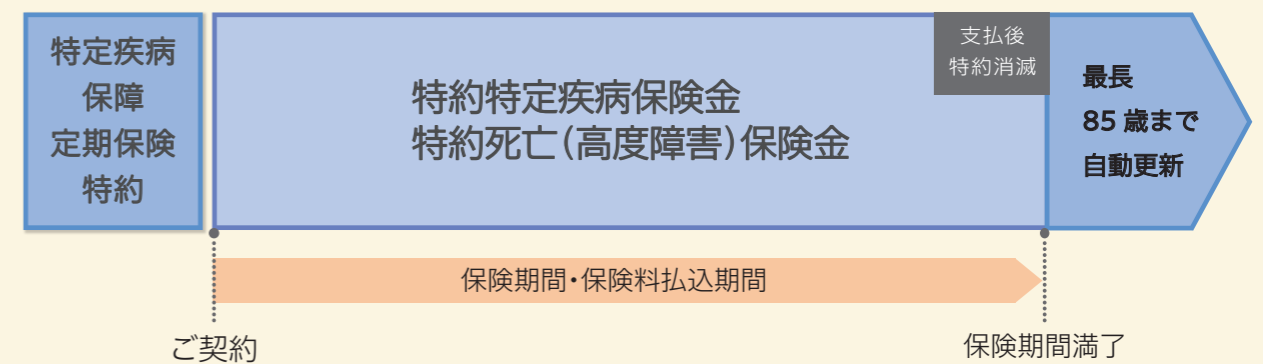
特徴2 **急性心筋梗塞・脳卒中**により
 所定の状態になられたとき、**一時金**をお支払いします

特約特定疾病保険金 100万円

特徴3 **万一**にそなえることができます
特約死亡(高度障害)保険金をお支払いします

特約死亡(高度障害)保険金 100万円

[しくみ図] 選べる保険金額の範囲* **50万円 ~ 2,000万円**



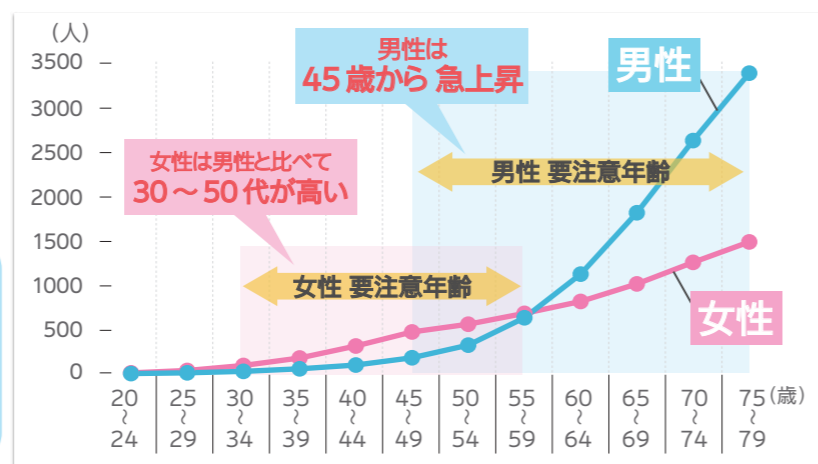
* 保険金額のお取扱いについては年齢やご加入状況等によって制限があります。

がんに関するデータ

男性の62.1%、女性の48.9%が生涯でがん罹患すると言われてています。

出典：国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計・最新がん統計」(全国がん登録[2020年])

全がんについて・年齢階級別「男性罹患数/男性人口」「女性罹患数/女性人口」(10万人対)

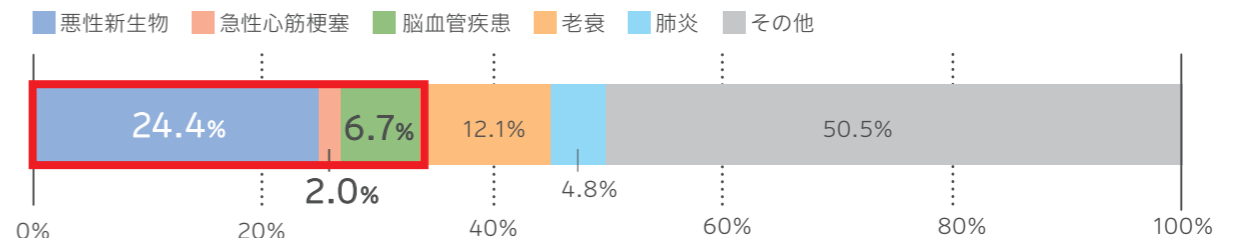


がん罹患する割合は、加齢とともに高くなる傾向があります

出典5：国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(全国がん登録[2021年])をもとに当社作成

「がん」「急性心筋梗塞」「脳血管疾患」は死因の約3分の1を占めており、万一のときとあわせて特定疾病へのそなえが重要であることがわかります。

<死亡総数に占める死因の割合>



出典6：厚生労働省「人口動態統計」(2023年)をもとに当社作成

認知症の予防や要介護状態の重症

化にそなえられます

認知症・介護は身近な問題です。また、「認知症」は **予防** **早期発見**

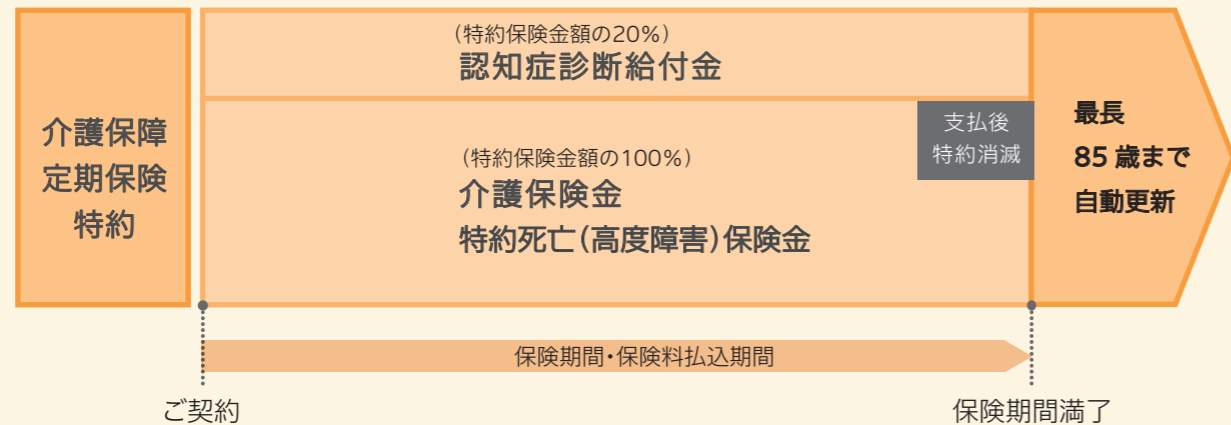
早期治療 が大切です。

介護保障定期保険特約

(以下記載のお支払額は特約保険金額100万円の場合)

- 特徴1** 所定の **認知症** と診断確定されたとき、**一時金**をお支払いします
認知症診断給付金 20万円
- 特徴2** **要介護2以上** に認定されたとき、**一時金**をお支払いします
介護保険金 100万円
- 特徴3** **万一** にそなえることができます
特約死亡(高度障害)保険金をお支払いします
特約死亡(高度障害)保険金 100万円

[しくみ図] 選べる保険金額の範囲* **100万円 ~ 500万円**



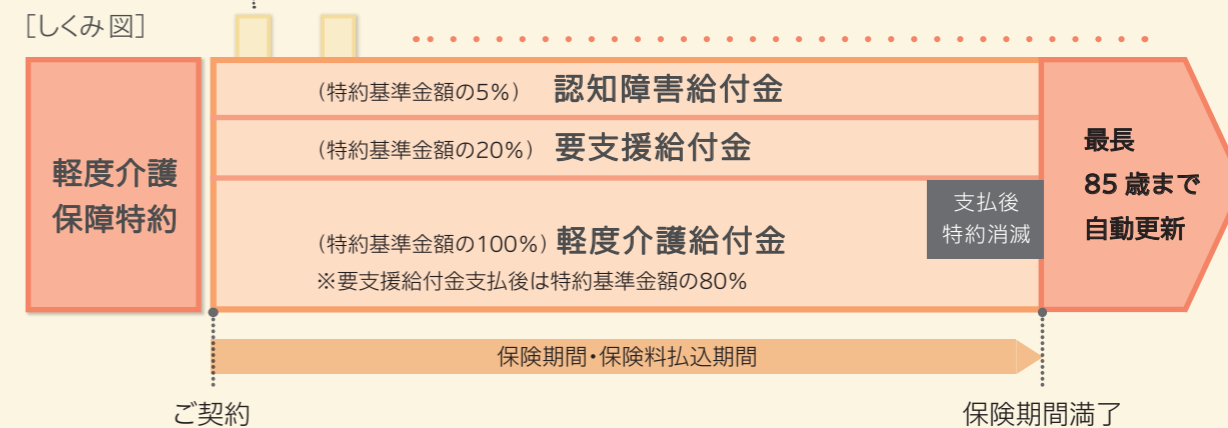
* 保険金額のお取扱いについては年齢やご加入状況等によって制限があります。

軽度介護保障特約

(以下記載のお支払額は特約基準金額100万円の場合)

- 特徴1** 所定の **認知障害(軽度認知障害(MCI)・認知症)** と診断確定されたとき、**一時金**をお支払いします
認知障害給付金 5万円
- 特徴2** **要支援1・2** に認定されたとき、**一時金**をお支払いします
要支援給付金 20万円
- 特徴3** **要介護1以上** に認定されたとき、**一時金**をお支払いします
(高度障害状態になられた場合もお支払いします)
軽度介護給付金 100万円
- 特徴4** 2年ごと生存で **予防・治療給付金**をお受け取りいただけます*2
予防・治療給付金 1、3、5万円から選択可

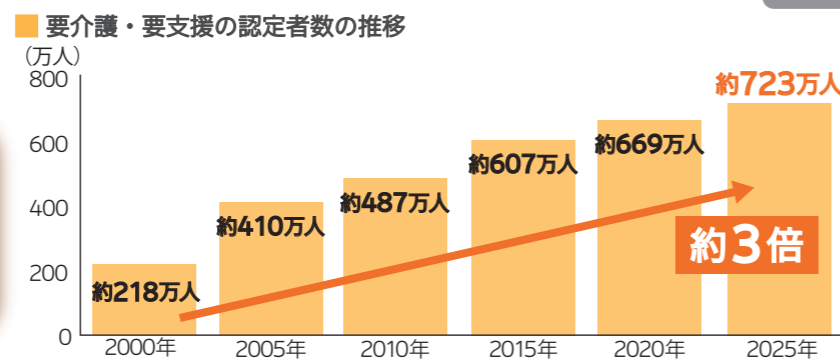
選べる保険金額の範囲*1 **50万円 ~ 300万円**



*1 保険金額のお取扱いについては年齢やご加入状況等によって制限があります。
*2 「予防・治療給付金」は生存給付金の愛称です。生存給付金特則を付加した場合、「予防・治療給付金」(生存給付金)をお受け取りいただけます。

要介護・要支援者数は年々増加

介護はどなたにも起こりうる身近な問題です。



※ 公的介護保険制度が開始した2000年から25年間の推移。
※ 要介護・要支援の認定者数の推移にはすべての認定区分が含まれます。
※ すべて4月のデータです。
出典7: 厚生労働省「介護保険事業状況報告の概要(暫定版)」をもとに当社作成

出典7

65歳以上の高齢者における認知症の現状【令和4年(2022年)時点の推計値】

認知症は重症化予防が重要

- 認知症の前段階である軽度認知障害(MCI)は、65歳以上の高齢者においては約559万人いるとされ、決して他人事とは言えない状況になっています。
- 認知症の前段階である軽度認知障害(MCI)を発見できれば、認知症への進行抑制や回復の可能性があるため、早期発見・早期治療が重要です。



出典8: 政府広報オンライン「知っておきたい認知症の基本」をもとに当社作成

出典8

ニーズにあわせた特約

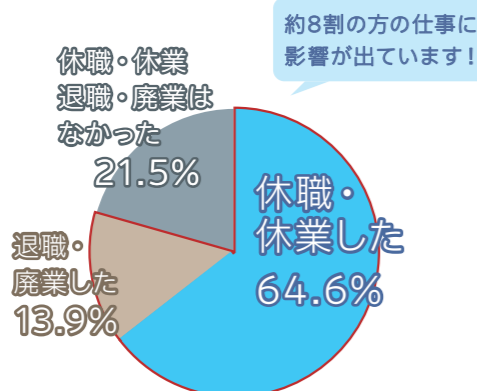
心配されることなど

がんにもそなえたい

がん罹患後の経済的負担

治療にかかる費用のほか、休職・退職した場合の収入減少のリスクがあります。がん罹患により、就業者の約8割の方に仕事への影響が出ています。

- がん罹患による仕事への影響 出典9



※がん診断時に収入のある人のみ回答。
※回答者のうち「わからない」、無回答は除外。

がん以外の重い病気にもそなえたい

入院の長期化による収入減少

がん、急性心筋梗塞、脳卒中は、入院期間が長期化するケースもあります。長期化した場合、休職・退職のリスクがあるため、まとまったお金があると安心です。

- 傷病別 退院患者の平均在院日数 出典10

がん	14.4日	
急性心筋梗塞	15.4日	
脳卒中	脳内出血	101.4日
	くも膜下出血	104.5日
	脳梗塞	65.6日

認知症や要介護状態にもそなえたい

介護に要する費用や期間

要介護状態になると平均で4~5年の介護期間を要し、一時費用や月々にかかる費用なども発生し、多額な出費となる可能性があります。

- 平均介護費用の合計と内訳 出典11

平均介護費用(一時費用) 47万円

+

平均介護費用(月額) 9.0万円

×

平均介護期間 55か月

平均介護費用の合計 約542万円

認知症の予防や要支援にもそなえたい

要介護度別の平均介護費用(月額)

軽度の要介護度である要支援1~2であっても介護費用は発生します。

- 要介護度別の平均介護費用(月額) 出典12

要介護度 平均介護費用(月額)

要支援1 約1.9万円

要支援2 約4.7万円

要介護1 約4.7万円

要介護2 約6.6万円

要介護3 約7.1万円

要介護4 約8.9万円

要介護5 約12.2万円

特約

がん保障定期保険特約

入院・手術の費用や収入の減少などの補てんとして

〈特約保険金額〉

例 300万円

特定疾病保障定期保険特約

入院・手術の費用や収入の減少などの補てんとして

〈特約保険金額〉

例 300万円

介護保障定期保険特約

長期間にわたる可能性がある介護費用の補てんとして

〈特約保険金額〉

例 300万円

軽度介護保障特約

要介護度が軽度の状態でも早めの重症化防止の費用の一部として

〈特約保険金額〉

例 100万円

出典9: 国立がん研究センター 厚生労働省委託事業 令和7年5月「患者体験調査報告書 令和5年度調査(最終版)」をもとに当社作成

出典10: 厚生労働省「令和5年患者調査」をもとに当社作成

出典11、12: (公財)生命保険文化センター「2024(令和6)年度 生命保険に関する全国実態調査」
※平均介護費用の合計金額は、上記データをもとに当社算出

保険料例

ご契約例

- 保険金額等：以下の表に記載の金額（主契約・特約）
※軽度介護保障特約の予防・治療給付金（生存給付金）は3万円として算出しています。
- 保険期間・保険料払込期間：10年（主契約・特約）
- 保険料払込方法：口座振替（月払）/クレジットカード払（月払）

男性

(単位：円)

ご契約年齢	主契約		がん保障 定期保険特約 300万円	特定疾病保障 定期保険特約 300万円	介護保障 定期保険特約 300万円	軽度介護保障特約 (生存給付金特則なし) 100万円	軽度介護保障特約 (生存給付金特則あり) 100万円
	300万円	500万円					
20歳	552	920	675	690	660	143	1,391
21歳	558	930	690	699	666	144	1,392
22歳	564	940	702	714	672	145	1,393
23歳	570	950	717	729	681	147	1,395
24歳	576	960	732	750	687	148	1,396
25歳	582	970	747	774	693	150	1,398
26歳	591	985	768	801	702	151	1,399
27歳	600	1,000	789	837	714	153	1,401
28歳	612	1,020	816	879	726	155	1,403
29歳	624	1,040	849	927	741	157	1,405
30歳	639	1,065	885	981	759	160	1,408
31歳	654	1,090	924	1,041	777	162	1,410
32歳	675	1,125	972	1,104	798	164	1,412
33歳	696	1,160	1,020	1,173	822	168	1,416
34歳	720	1,200	1,074	1,245	852	171	1,419
35歳	744	1,240	1,134	1,317	885	176	1,424
36歳	774	1,290	1,206	1,401	921	180	1,428
37歳	807	1,345	1,284	1,491	963	185	1,433
38歳	843	1,405	1,374	1,596	1,014	189	1,437
39歳	885	1,475	1,479	1,710	1,065	193	1,441
40歳	927	1,545	1,593	1,848	1,119	198	1,446
41歳	975	1,625	1,719	2,001	1,182	203	1,451
42歳	1,026	1,710	1,866	2,175	1,248	209	1,457
43歳	1,083	1,805	2,028	2,370	1,317	215	1,463
44歳	1,143	1,905	2,208	2,592	1,395	222	1,470
45歳	1,209	2,015	2,409	2,835	1,479	230	1,478
46歳	1,284	2,140	2,631	3,102	1,569	240	1,488
47歳	1,359	2,265	2,871	3,399	1,668	250	1,498
48歳	1,443	2,405	3,141	3,717	1,770	262	1,510
49歳	1,533	2,555	3,435	4,065	1,899	282	1,530
50歳	1,635	2,725	3,759	4,446	2,052	310	1,558
51歳	1,743	2,905	4,122	4,863	2,232	348	1,596
52歳	1,863	3,105	4,521	5,325	2,439	395	1,643
53歳	1,995	3,325	4,968	5,826	2,676	450	1,698
54歳	2,142	3,570	5,454	6,378	2,940	512	1,760
55歳	2,304	3,840	5,994	6,981	3,234	578	1,826
56歳	2,475	4,125	6,576	7,635	3,549	650	1,898
57歳	2,664	4,440	7,206	8,346	3,903	734	1,982
58歳	2,865	4,775	7,887	9,114	4,299	830	2,078
59歳	3,081	5,135	8,613	9,936	4,731	935	2,183
60歳	3,318	5,530	9,387	10,818	5,205	1,050	2,298
61歳	3,579	5,965	10,209	11,763	5,718	1,174	2,422
62歳	3,870	6,450	11,073	12,771	6,291	1,314	2,562
63歳	4,194	6,990	11,979	13,842	6,936	1,476	2,724
64歳	4,557	7,595	12,936	14,979	7,671	1,662	2,910
65歳	4,974	8,290	13,950	16,191	8,517	1,880	3,128
66歳	5,442	9,070	15,036	17,487	9,474	2,122	3,370
67歳	5,982	9,970	16,206	18,882	10,545	2,397	3,645
68歳	6,609	11,015	17,469	20,382	11,760	2,713	3,961
69歳	7,338	12,230	18,849	21,993	13,128	3,072	4,320
70歳	8,181	13,635	20,361	23,733	14,667	3,480	4,728
71歳	9,144	15,240	-	-	16,407	3,945	5,193
72歳	10,236	17,060	-	-	18,345	4,464	5,712
73歳	11,472	19,120	-	-	20,478	5,013	6,261
74歳	12,867	21,445	-	-	22,869	5,644	6,892
75歳	14,427	24,045	-	-	25,518	6,370	7,618
76歳	16,410	27,350	-	-	-	-	-
77歳	18,309	30,515	-	-	-	-	-
78歳	20,388	33,980	-	-	-	-	-
79歳	22,644	37,740	-	-	-	-	-
80歳	25,092	41,820	-	-	-	-	-

女性

(単位：円)

ご契約年齢	主契約		がん保障 定期保険特約 300万円	特定疾病保障 定期保険特約 300万円	介護保障 定期保険特約 300万円	軽度介護保障特約 (生存給付金特則なし) 100万円	軽度介護保障特約 (生存給付金特則あり) 100万円
	300万円	500万円					
20歳	462	770	603	621	534	121	1,369
21歳	471	785	642	657	543	123	1,371
22歳	477	795	684	693	552	124	1,372
23歳	486	810	726	738	558	126	1,374
24歳	495	825	777	789	570	128	1,376
25歳	507	845	834	846	579	130	1,378
26歳	516	860	891	906	591	132	1,380
27歳	528	880	957	978	603	135	1,383
28歳	540	900	1,026	1,053	618	138	1,386
29歳	552	920	1,098	1,134	633	140	1,388
30歳	567	945	1,173	1,221	651	144	1,392
31歳	582	970	1,260	1,314	669	147	1,395
32歳	597	995	1,347	1,413	690	152	1,400
33歳	615	1,025	1,440	1,515	708	156	1,404
34歳	633	1,055	1,539	1,623	735	162	1,410
35歳	651	1,085	1,644	1,734	765	167	1,415
36歳	669	1,115	1,752	1,854	795	174	1,422
37歳	690	1,150	1,866	1,968	834	181	1,429
38歳	714	1,190	1,974	2,085	873	188	1,436
39歳	738	1,230	2,085	2,202	915	196	1,444
40歳	768	1,280	2,199	2,319	963	205	1,453
41歳	801	1,335	2,310	2,439	1,014	215	1,463
42歳	837	1,395	2,421	2,562	1,071	227	1,475
43歳	873	1,455	2,535	2,685	1,128	239	1,487
44歳	912	1,520	2,649	2,817	1,188	252	1,500
45歳	951	1,585	2,763	2,952	1,251	266	1,514
46歳	993	1,655	2,877	3,087	1,311	278	1,526
47歳	1,032	1,720	2,994	3,228	1,377	289	1,537
48歳	1,074	1,790	3,114	3,369	1,440	300	1,548
49歳	1,116	1,860	3,240	3,513	1,506	314	1,562
50歳	1,158	1,930	3,369	3,663	1,581	330	1,578
51歳	1,203	2,005	3,507	3,822	1,662	349	1,597
52歳	1,254	2,090	3,660	3,993	1,746	369	1,617
53歳	1,308	2,180	3,828	4,182	1,839	394	1,642
54歳	1,359	2,265	4,011	4,389	1,947	425	1,673
55歳	1,416	2,360	4,203	4,614	2,070	461	1,709
56歳	1,479	2,465	4,410	4,854	2,211	504	1,752
57歳	1,542	2,570	4,626	5,112	2,376	559	1,807
58歳	1,620	2,700	4,851	5,391	2,574	628	1,876
59歳	1,704	2,840	5,091	5,685	2,808	711	1,959
60歳	1,797	2,995	5,343	6,009	3,081	811	2,059
61歳	1,908	3,180	5,607	6,360	3,405	924	2,172
62歳	2,034	3,390	5,883	6,744	3,786	1,060	2,308
63歳	2,181	3,635	6,183	7,161	4,236	1,223	2,471
64歳	2,358	3,930	6,501	7,611	4,758	1,418	2,666
65歳	2,562	4,270	6,852	8,100	5,376	1,654	2,902
66歳	2,793	4,655	7,245	8,631	6,057	1,916	3,164
67歳	3,060	5,100	7,689	9,216	6,849	2,229	3,477
68歳	3,366	5,610	8,196	9,861	7,770	2,578	3,826
69歳	3,720	6,200	8,778	10,569	8,838	2,986	4,234
70歳	4,134	6,890	9,450	11,349	10,077	3,458	4,706
71歳	4,614	7,690	-	-	11,472	3,996	5,244
72歳	5,169	8,615	-	-	13,062	4,612	5,860
73歳	5,811	9,685	-	-	14,847	5,259	6,507
74歳	6,552	10,920	-	-	16,878	5,979	7,227
75歳	7,413	12,355	-	-	19,179	6,790	8,038
76歳	8,532	14,220	-	-	-	-	-
77歳	9,660	16,100	-	-	-	-	-
78歳	10,938	18,230	-	-	-	-	-
79歳	12,375	20,625	-	-	-	-	-
80歳	13,980	23,300	-	-	-	-	-

※ 記載されている保険料は2026年4月2日現在の保険料率を適用しています。
 ※ ご加入いただける最低保険料は主契約のみご契約の場合や特約の組み合わせにより異なります。詳しくは保険設計書にてご確認ください。
 ※ 更新後の保険料は更新日の被保険者の年齢、保険料率により計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前と異なります。
 ※ 上記に記載されていない加入条件でのご加入については保険設計書にてご確認ください。

定期保険 『だいじょうぶ』 は

入院した
ことがある

持病がある

手術をした
ことがある

薬を
飲んでいる

通院
している

「特別条件を適用」または「引受基準緩和特則を付加」することで
健康に不安のある方でもご加入いただける場合があります。

お申し込みいただける方法は 2 つあります

方法
1

特別条件にご承諾いただいておりますお申し込みいただく方法

健康状態や過去の病歴などに応じて、通常の契約条件に加えて特別な条件を設けてご加入いただく
ご契約のことをいいます。

特別条件の種類

特別保険料領収法	健康状態などの理由により、通常の保険料ではご契約をお引き受けできない場合に、一定の割増保険料を加えてお支払いいただくことで、ご契約が可能となる方法です。
保険金（給付金） 削減支払法	健康状態などの理由により、通常の条件ではご契約をお引き受けできない場合に、支払う保険金（給付金）の額を一定期間、一定割合で削減することで、ご契約が可能となる方法です。

特別保険料領収法、
保険金（給付金）
削減支払法を提示
された場合は、
引受基準緩和特則
もあわせてご検討
ください。

特定高度障害状態 不担保法	健康状態などの理由により、両眼失明による高度障害に該当する可能性が通常より高いと判断された場合に、両眼失明による高度障害に関する保障を適用しない条件でご契約が可能となる方法です。
------------------	---

※ 条件につきましては告知いただいた内容などを確認したうえで決定いたします。

方法
2

引受基準緩和特則を付加してお申し込みいただく方法

引受基準緩和特則は、定期保険（主契約）、がん保障定期保険特約に付加することができる特則で、
健康状態に不安を抱えている方でもご加入いただきやすいよう引受基準を緩和した告知でお申し込み
いただけます。

これにより、健康状態に不安がありこれまで保険加入を諦めていた方や、過去に体況上の理由でお申
し込みいただけなかった方もお申し込みいただける場合があります。

詳しくは 14 ページの「引受基準緩和特則の保障内容」「(参考) 引受基準緩和特則と特別条件の主な違い」を
ご確認ください。提示された特別条件の内容・保険料等と引受基準緩和特則を付加したご契約の内容・保険料
等を比較検討のうえ、お申し込みください。

健康に不安のある方でもご加入いただける場合があります。

引受基準緩和特則の保障内容

- 引受基準緩和特則は、定期保険（主契約）・がん保障定期保険特約に付加することができます。
- 引受基準緩和特則を付加した定期保険にがん保障定期保険特約を付加する場合、がん保障定期保険特約にも引受基準緩和特則が
付加されます。

お支払いする 保険金	お支払いする場合 被保険者が（特約）保険期間中に各事由に該当した場合にお支払い		お支払いする 金額
引受基準緩和特則付 定期保険 （主契約）	死亡保険金	死亡されたとき	100 ～ 1,200 万円
引受基準緩和特則付 がん保障 定期保険特約	特約がん保険金	初めて所定の悪性新生物（がん）に罹患していると 診断確定されたとき ※「上皮内がん」「皮膚がん（悪性黒色腫を除く）」は、 特約がん保険金のお支払い対象となりません。	50 ～ 1,000 万円
	特約死亡保険金	死亡されたとき	

※ 引受基準緩和特則を付加した定期保険とがん保障定期保険特約の保険金額は通算して 1,200 万円までとなります。
※ 引受基準緩和特則を付加したがん保障定期保険特約の保険金額は通算して 1,000 万円までとなります。

⚠ 引受基準緩和特則を付加した場合、高度障害保険金（定期保険）・特約高度障害保険金（がん保障定期保険特約）
のお支払いはありません。

⚠ 引受基準緩和特則を付加した場合、「低解約返戻金型収入保障特約」、「特定疾病保障定期保険特約」、「介護保障
定期保険特約」、「軽度介護保障特約」、「災害割増特約」、「傷害特約」を付加することはできません。

(参考) 引受基準緩和特則と特別条件の主な違い

- 通常のお申込みで、特別条件（特別保険料領収法、保険金（給付金）削減支払法）を提示された場合は、提示された特別条件の内容・保険料等
と引受基準緩和特則を付加したご契約の内容・保険料等を比較検討のうえ、お申込みください。

	引受基準緩和特則を 付加した定期保険	特別条件が適用される定期保険	
		特別保険料領収法	保険金（給付金）削減支払法
保険料の割増し	あり	あり	なし
保険金（給付金） の削減	なし	なし	あり
高度障害保険金	なし	あり	あり
最高保険金額（通算限度額）	1,200 万円 (定期保険・がん保障定期保険特約の合計)	3 億円 (年齢による)	3 億円 (年齢による)
自動更新	可	不可	可 (削減期間経過後)
がん保障定期保険特約の付加	可 (引受基準緩和特則付加)	不可	不可

健康に不安のある方へ

〈引受基準緩和特則〉

「引受基準緩和特則」を付加する場合、以下の質問事項①～③につきまして（がん保障定期保険特約をお申込みの場合は、④を含む）告知事項がすべて「いいえ」ならお申し込みいただけます。

質問事項

- ① **最近3か月以内**に医師の診察を受けて、**入院・手術・検査**のいずれかをすすめられたことがありますか。(*1)
または、**最近3か月以内**に**健康診断・人間ドック**を受けて、**要再検査・要精密検査・要治療**のいずれかを指摘されたことがありますか。(*2)
- ② **過去1年以内**に、病気やケガで**入院**したこと、または**手術**を受けたことがありますか。
- ③ **過去5年以内**に、**がん（上皮内がんを含みます）**(*3)・**肝硬変・統合失調症・認知症・アルコール依存症**で、医師の**診察・検査・治療・投薬**のいずれかをうけたことがありますか。(*4)
- ④ **がん保障定期保険特約**をお申込みの方のみ告知ください。
今までに、がん（上皮内がんを含みます）(*3)と**診断**されたことがありますか。
または、**過去2年以内**に医師の診察を受けて、**がん（上皮内がんを含みます）**(*3)の**疑い**があり**検査**をすすめられたことがありますか。(*5)

注釈

- *1 検査をすすめられた場合の「検査」には、治療中の検査や治療後の経過観察のための検査は含みません。
また、検査を受けた結果、医師より「異常なし」と言われた場合は、「いいえ」になります。
- *2 健康診断・人間ドックとは健康維持・病気の早期発見のための診察・検査をいいます（例：企業・学校が行う定期健康診断、採用時健康診断、自治体が行う検診、自発的に受診した「定期健康診断」「がん検診」「PET検診」）。
また、再検査・精密検査を受けた結果、医師より「異常なし」と言われた場合は、「いいえ」になります。
- *3 「がん（上皮内がんを含みます）」には、高度異形成（子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部に限ります）・肉腫・白血病を含みます。
- *4 治療・投薬を受けた最後の日から5年以上経過した「がん（上皮内がんを含みます）」の経過観察のための診察・検査は含みません。
- *5 検査を受けた結果、医師より「がん（上皮内がんを含みます）」ではないと診断された場合は、「いいえ」になります。

必ずご確認ください

- 引受基準緩和特則は、告知項目を限定し引受基準を緩和することで、健康状態に不安のある方でもご加入しやすいうように設計された特則です。
- この特則を付加したご契約は、引受基準を緩和しているため、**通常のご契約に比べて保険料が割増しされています。**
- 健康状態によっては、より詳細な告知をいただくことで、**通常のご契約にご加入いただける場合があります。**（ただし、健康状態によっては、ご契約に特別な条件がつく場合があります。）

保険料例

〈引受基準緩和特則付加〉

ご契約例

- 保険金額等：以下の表に記載の金額（主契約・特約）
- 保険期間・保険料払込期間：10年（主契約・特約）
- 保険料払込方法：口座振替（月払）/クレジットカード払（月払）

男性 (単位：円)				女性 (単位：円)			
ご契約年齢	主契約		+ がん保障 定期保険特約 300万円	ご契約年齢	主契約		+ がん保障 定期保険特約 300万円
	300万円	500万円			300万円	500万円	
20歳	1,896	3,160	2,058	20歳	1,491	2,485	1,650
21歳	1,902	3,170	2,082	21歳	1,503	2,505	1,680
22歳	1,905	3,175	2,106	22歳	1,518	2,530	1,716
23歳	1,905	3,175	2,127	23歳	1,536	2,560	1,752
24歳	1,905	3,175	2,145	24歳	1,557	2,595	1,797
25歳	1,908	3,180	2,160	25歳	1,584	2,640	1,842
26歳	1,911	3,185	2,178	26歳	1,614	2,690	1,893
27歳	1,920	3,200	2,199	27歳	1,647	2,745	1,953
28歳	1,932	3,220	2,220	28歳	1,683	2,805	2,022
29歳	1,950	3,250	2,244	29歳	1,719	2,865	2,097
30歳	1,968	3,280	2,271	30歳	1,752	2,920	2,190
31歳	1,989	3,315	2,307	31歳	1,788	2,980	2,295
32歳	2,010	3,350	2,346	32歳	1,821	3,035	2,415
33歳	2,031	3,385	2,391	33歳	1,851	3,085	2,541
34歳	2,055	3,425	2,439	34歳	1,875	3,125	2,679
35歳	2,079	3,465	2,493	35歳	1,899	3,165	2,823
36歳	2,103	3,505	2,556	36歳	1,920	3,200	2,964
37歳	2,127	3,545	2,631	37歳	1,944	3,240	3,108
38歳	2,160	3,600	2,709	38歳	1,968	3,280	3,249
39歳	2,196	3,660	2,799	39歳	1,992	3,320	3,381
40歳	2,244	3,740	2,892	40歳	2,019	3,365	3,498
41歳	2,301	3,835	2,997	41歳	2,049	3,415	3,606
42歳	2,367	3,945	3,105	42歳	2,079	3,465	3,702
43歳	2,448	4,080	3,225	43歳	2,115	3,525	3,792
44歳	2,538	4,230	3,363	44歳	2,151	3,585	3,873
45歳	2,646	4,410	3,522	45歳	2,196	3,660	3,954
46歳	2,763	4,605	3,702	46歳	2,244	3,740	4,038
47歳	2,895	4,825	3,909	47歳	2,295	3,825	4,116
48歳	3,036	5,060	4,140	48歳	2,346	3,910	4,200
49歳	3,189	5,315	4,398	49歳	2,400	4,000	4,287
50歳	3,351	5,585	4,686	50歳	2,463	4,105	4,389
51歳	3,525	5,875	5,013	51歳	2,529	4,215	4,500
52歳	3,711	6,185	5,379	52歳	2,607	4,345	4,629
53歳	3,912	6,520	5,790	53歳	2,685	4,475	4,779
54歳	4,134	6,890	6,243	54歳	2,766	4,610	4,944
55歳	4,374	7,290	6,747	55歳	2,850	4,750	5,127
56歳	4,632	7,720	7,296	56歳	2,940	4,900	5,331
57歳	4,911	8,185	7,893	57歳	3,042	5,070	5,553
58歳	5,217	8,695	8,547	58歳	3,153	5,255	5,790
59歳	5,547	9,245	9,249	59歳	3,282	5,470	6,042
60歳	5,910	9,850	10,011	60歳	3,426	5,710	6,315
61歳	6,315	10,525	10,830	61歳	3,594	5,990	6,603
62歳	6,771	11,285	11,703	62歳	3,789	6,315	6,915
63歳	7,284	12,140	12,636	63歳	4,020	6,700	7,251
64歳	7,866	13,110	13,635	64歳	4,293	7,155	7,617
65歳	8,538	14,230	14,709	65歳	4,617	7,695	8,028
66歳	9,288	15,480	15,837	66歳	4,974	8,290	8,469
67歳	10,164	16,940	17,064	67歳	5,391	8,985	8,976
68歳	11,181	18,635	18,414	68歳	5,865	9,775	9,561
69歳	12,363	20,605	19,899	69歳	6,420	10,700	10,245
70歳	13,737	22,895	21,546	70歳	7,062	11,770	11,031
71歳	15,312	25,520	-	71歳	7,812	13,020	-
72歳	17,109	28,515	-	72歳	8,676	14,460	-
73歳	19,152	31,920	-	73歳	9,675	16,125	-
74歳	21,465	35,775	-	74歳	10,830	18,050	-
75歳	24,060	40,100	-	75歳	12,165	20,275	-
76歳	27,363	45,605	-	76歳	13,920	23,200	-
77歳	30,513	50,855	-	77歳	15,675	26,125	-
78歳	33,954	56,590	-	78歳	17,670	29,450	-
79歳	37,680	62,800	-	79歳	19,917	33,195	-
80歳	41,703	69,505	-	80歳	22,437	37,395	-

※ 記載されている保険料は2026年4月2日現在の保険料率を適用しています。
 ※ ご加入いただける最低保険料は主契約のみのご契約の場合や特約の有無により異なります。詳しくは保険設計書にてご確認ください。
 ※ 更新後の保険料は更新日の被保険者の年齢、保険料率により計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前と異なります。
 ※ 上記に記載されていない加入条件でのご加入については保険設計書にてご確認ください。

あらかじめ指定されたご家族等がご利用いただけます

無料

しんらいの ご家族サポートサービス

✓ 保険契約者・被保険者にもしものことがあったとき、指定されたご家族等がサポートできるサービスです。

お客さまのご家族登録制度

例えば…高齢の親の契約内容を確認したい

→ご家族を登録していれば契約内容を確認できます!

保険契約者代理特約

例えば…保険契約者が認知症などで意思表示が難しく、ご自身ではお手続きができない

→保険契約者代理人を指定していればご契約に関するお手続きができます!

指定代理請求特約

例えば…被保険者が事故や病気で意識不明となり、意思表示できない

→指定代理請求人を指定していれば年金を請求できます!



「お客さまのご家族登録制度規約」については
当社ホームページでご確認ください。

詳細ページはこちら→



※ご検討にあたっては「お客さまのご家族登録制度規約」「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます*

KUMONの脳トレ

✓ 1日10分、自宅で脳の健康づくり!

認知症予防等を目的に、KUMONのオリジナル「教材」「測定」「情報」をセットでご提供するサービスです。

自宅で、気軽に、楽しく、毎日学習できます。

- 川島隆太教授(東北大学加齢医学研究所) 監修によるオリジナル教材学習と月1回の脳機能測定(セルフチェック)
- 自宅に直接お届け、1日10分程度で楽しくできる



*当社の特典をご利用いただくことで1か月分のご利用料金が無料となります。
※別途、入会金が必要となります。

保険契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます

無料



フコクしんらい生命の無料相談室 フコクしんらいダイヤルサービス

✓ 健康・介護相談 (健康ダイヤルサービス)

健康に関するお問合わせから急な発熱や病気の症状、介護の不安や悩みについて、24時間365日、専門家に電話で無料相談できます!

専門スタッフに
相談いただけます

看護師

介護支援
専門員

医師^{※1}
※2

栄養士^{※2}

※1 医師の相談は精神科・心療内科を除きます ※2 医師・栄養士の相談は予約となる場合があります

✓ 年金相談 (年金ダイヤルサービス)

公的年金に関する一般的なご相談に社会保険労務士がお答えします。

- ▶ 毎週火、水、木曜日(祝日、年末年始を除く)
- ▶ 午前10時～午後5時 ※当日10時より先着順で予約受付

✓ 税務相談 (税務ダイヤルサービス)

税務に関する一般的なご相談に税理士がお答えします。

- ▶ 毎週水曜日(祝日、年末年始を除く)
- ▶ 午前10時～午後5時 ※当日10時より先着順で予約受付



保険契約者、被保険者とそのご家族がご利用いただけます*

クロネコ見守りサービス

ハローライト訪問プラン

✓ ヤマト運輸の高齢者見守りでご家族に安心を

おうちのトイレや廊下などの電球をハローライト電球に交換するだけで始められる見守りサービス!

24時間電球のON/OFFが確認できない場合に異常を検知し事前設定した通知先へメールでお知らせし、通知先の方からのご依頼があれば、ヤマト運輸のスタッフが代わりに訪問いたします。



*当社の特典をご利用いただくことで初月料金が無料となります。

※「しんらいのご家族サポートサービス」以外は、フコクしんらい生命が提携する企業が提供するサービスです。ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、フコクしんらい生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
・各サービスは2026年4月時点のものであり、予告なく変更・終了する場合がありますのであらかじめご了承ください。
・各サービスの内容およびご利用できるご家族の詳細につきましては、当社ホームページをご確認ください。

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

※ この「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。

※ お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1. 保険金等のお支払いについて

● この保険で支払われる保険金等はつぎのとおりです。（保険金等をお支払いできない場合もあります。）

【主契約の保障内容】

主契約の名称	お支払事由 <被保険者が保険期間中に各事由に該当した場合>	お支払いする 保険金	お支払額	お支払限度
定期保険	死亡または所定の高度障害状態になられたとき	死亡保険金 (高度障害保険金)*1	保険金額	—

【特約・特則の保障内容（付加できる主な特約）】

特約の名称	お支払事由 <被保険者が特約保険期間中に各事由に該当した場合>	お支払いする 保険金等	お支払額	お支払限度等
低解約返戻金型 収入保障特約	死亡または所定の高度障害状態になられたとき	特約遺族年金 (特約高度障害年金)	特約年金月額と 同額	年金支払満了日 まで毎月支払い
特定疾病保障 定期保険特約	死亡または所定の高度障害状態になられたとき	特約死亡保険金 (特約高度障害保険金)	特約保険金額	いずれかの特約保険 金をお支払いした場 合、特約は消滅
	所定のがんと診断確定されたとき、または、急性心筋梗 塞、脳卒中により所定の状態になられたとき*2	特約特定疾病保険金		
がん保障 定期保険特約	死亡または所定の高度障害状態になられたとき	特約死亡保険金 (特約高度障害保険金)*1	特約保険金額	いずれかの特約保険 金をお支払いした場 合、特約は消滅
	所定のがんと診断確定されたとき*2	特約がん保険金		
介護保障 定期保険特約	責任開始期からその日を含めて90日を経過した日 の翌日以後、初めて所定の認知症に罹患している と診断確定されたとき	認知症診断給付金*3	特約保険金額の 20%	特約死亡保険金（特 約高度障害保険金） または介護保険金の いずれかをお支払い した場合、特約は消 滅
	傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの 事由に該当したとき (1) 公的介護保険制度にもとづく要介護2以上に 該当していると認定されたとき (2) つぎのいずれかに該当したことが、医師によ って診断確定されたとき ① 所定の認知症による要介護状態に該当し、 その要介護状態が、該当した日から 起算して継続して90日あること ② 所定の寝たきりによる要介護状態に該当 し、その要介護状態が、該当した日から 起算して継続して180日あること	介護保険金*4	特約保険金額	
	死亡または所定の高度障害状態になられたとき	特約死亡保険金 (特約高度障害保険金)		

特約・特則の 名称	お支払事由 <被保険者が特約保険期間中に各事由に該当した場合>	お支払いする 保険金等	お支払額	お支払限度等
軽度介護 保障特約	責任開始期からその日を含めて90日経過した日の 翌日以後、初めて所定の認知障害（軽度認知障害 (MCI)・認知症）と診断確定されたとき	認知障害給付金*3	特約基準金額 の5%	軽度介護給付金をお 支払いした場合、特 約は消滅
	傷害または疾病を原因として、公的介護保険制度に もとづく要支援1または要支援2に該当していると 認定されたとき	要支援給付金*3	特約基準金額 の20%	
	傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの事 由に該当したとき (1) 公的介護保険制度にもとづく要介護1以上に 該当していると認定されたとき (2) つぎのいずれかに該当したことが、医師によ って診断確定されたとき ① 所定の認知症による要介護状態に該当し、その 要介護状態が、該当した日から起算して継続し て90日あること ② 所定の日常生活動作における要介護状態に該当 し、その要介護状態が、該当した日から起算し て継続して180日あること (3) 所定の高度障害状態になられたとき	軽度介護給付金*5	特約基準金額の 100% (要支援給付金の支払 後は、特約基準金額の 80%)	
生存給付金特則	被保険者が2年ごとの契約応当日の前日の満了時ま たは特約保険期間の満了時に生存しているとき	生存給付金	生存給付金額	
災害割増特約	不慮の事故*6や所定の感染症により死亡または所定 の高度障害状態になられたとき	災害死亡保険金 (災害高度障害保険金)	災害死亡保険金額	—
傷害特約	不慮の事故*6や所定の感染症により死亡されたとき	災害死亡保険金	災害死亡保険金額	—
	不慮の事故*6で所定の身体障害状態になられたとき	障害給付金	災害死亡保険金額の 10~100%	通算100%

*1 引受基準緩和特則を付加した場合は、高度障害保険金、特約高度障害保険金のお支払いはありません。

*2 お支払対象となる各疾病のお支払事由はつぎのとおりです。

がん	初めて所定のがんに罹患し、医師によって診断確定されたとき (ただし、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん、特約の責任開始期から起算して90日以内に罹患し、診断確 定された乳がんは対象外)
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診察を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続した と医師によって診断されたとき
脳卒中	脳卒中を発病し、初めて医師の診察を受けた日から起算して60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続し たと医師によって診断されたとき

*3 認知症診断給付金、認知障害給付金、要支援給付金のお支払いはそれぞれ1回のみです。お支払いした場合、特約を更新されても再度お支払
いはいたしません。

*4 介護保険金のお支払いは1回のみです。介護保険金をお支払いした場合、介護保障定期保険特約は消滅しますので、以後の介護保障定期保
険特約の特約死亡保険金、特約高度障害保険金、認知症診断給付金はお支払対象外となります。

*5 軽度介護給付金のお支払いは1回のみです。軽度介護給付金をお支払いした場合、軽度介護保障特約は消滅しますので、以後の軽度介護保
障特約の認知障害給付金、要支援給付金、生存給付金特則を付加した場合の生存給付金はお支払対象外となります。

*6 不慮の事故から180日以内にお支払事由に該当した場合が対象です。

2. ご契約のお取扱内容について

【保険期間・保険料払込期間・契約年齢・保険金額】

保険種類	保険期間*1 (年満期は5年刻み、 歳満期は5歳刻み)	保険料払込期間	契約年齢*2	保険金額*3
定期保険	100歳満期	【全期払】 保険期間と同一	6～80歳	100万円～3億円 【引受基準緩和特則を 付加した場合】*4 100万円～1,200万円
		【短期払】 55～85歳 (払込期間15年以上、5歳刻み)	6～70歳	
	【年満期】5～30年 【歳満期】55～99歳 (1歳刻み)	保険期間と同一 (全期払のみ)	6～80歳	
低解約返戻金型 収入保障特約*5	【年満期】10～30年	特約保険期間と同一 (全期払のみ)	15～75歳	特約年金月額 5万円～*6
	【歳満期】55～85歳			
特定疾病保障 定期保険特約	【年満期】5～30年	特約保険期間と同一 (全期払のみ)	15～70歳	50万円～2,000万円*7
	【歳満期】55～85歳			
がん保障 定期保険特約	【年満期】5～30年	特約保険期間と同一 (全期払のみ)	15～70歳	50万円～2,000万円*7 【引受基準緩和特則を 付加した場合】*4 50万円～1,000万円
	【歳満期】55～85歳			
介護保障 定期保険特約	【年満期】5～30年	特約保険期間と同一 (全期払のみ)	20～80歳	100万円～500万円 【認知症診断給付金の 給付金倍率】20%
	【歳満期】55～85歳			
軽度介護保障特約*8 (生存給付金特則なし)	【年満期】5～30年	特約保険期間と同一 (全期払のみ)	20～80歳	50万円～300万円
	【歳満期】55～85歳			
軽度介護保障特約*8 (生存給付金特則あり)	【年満期】5～30年	特約保険期間と同一 (全期払のみ)	20～80歳	50万円～300万円 【生存給付金額】 1、3、5万円*9
	【歳満期】55～85歳			
災害割増特約	【年満期】5～30年	全期払	特約保険期間と同一	100万円～1億円
		短期払	5～25年(5年刻み)	
	【歳満期】55～85歳	全期払	特約保険期間と同一	
		短期払	55～80歳 (払込期間5年以上特約保険期 間未満、5歳刻み)	
傷害特約	【年満期】5～30年	全期払	特約保険期間と同一	50万円～1,000万円
		短期払	5～25年(5年刻み)	
	【歳満期】55～85歳	全期払	特約保険期間と同一	
		短期払	55～80歳 (払込期間5年以上特約保険期 間未満、5歳刻み)	

*1 保険期間について、つぎのとおり制限があります。
年満期：定期保険は満期時年齢100歳以下、特約は満期時年齢85歳以下
歳満期：【保険期間5年以上】定期保険、特定疾病保障定期保険特約、がん保障定期保険特約、災害割増特約、傷害特約
【保険期間10年以上】低解約返戻金型収入保障特約
【保険期間5年以上40年以下】介護保障定期保険特約、軽度介護保障特約

*2 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。

*3 保険金額のお取扱いについては年齢や診査の区分、ご加入状況などにより制限があります。

*4 引受基準緩和特則を付加した場合の最高保険金額の制限はつぎのとおりです。

保険種類	保険金額	最高保険金額（通算限度額）
定期保険 (引受基準緩和特則付加)	100万円～1,200万円	・「定期保険（引受基準緩和特則付加）」と「がん保障定期保険特約（引受基準緩和特則付加）」の保険金額を通算して1,200万円まで
がん保障定期保険特約 (引受基準緩和特則付加)	50万円～1,000万円	・「がん保障定期保険特約（引受基準緩和特則付加）」の特約保険金額を通算して1,000万円まで ・「定期保険（引受基準緩和特則付加）」と「がん保障定期保険特約（引受基準緩和特則付加）」の保険金額を通算して1,200万円まで

*5 年金を支払う場合の最低保証年数である「最低支払保証期間」は、1、2、5年から選択いただけます。

*6 最高年金月額、基本年金月額に年金支払期間に応じた所定の係数を乗じた金額が最高3億円までとなります。

*7 特定疾病保障定期保険特約・がん保障定期保険特約の最高保険金額の制限はつぎのとおりです。

特約	最高保険金額（通算限度額）
特定疾病保障定期保険特約	2,000万円 ※以下の保険種類の保険金額を通算する。 ・5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険* ・特定疾病保障定期保険* ・特定疾病保障定期保険特約 ・がん保障定期保険特約
がん保障定期保険特約	* 販売中止中

*8 軽度介護保障特約は、介護保障定期保険特約を付加した場合のみ付加できます。

*9 生存給付金特則を付加した場合のみ、生存給付金をお支払いします。

【保険料払込方法】月払・半年払・年払

3.リビング・ニーズ特約（2009）について

- この特約に対する保険料は不要です。
 - ご契約にリビング・ニーズ特約（2009）を付加することで、余命6か月以内と判断されるとき、生存中に保険金をお受け取りいただけます。
 - リビング・ニーズ特約により受け取る保険金は非課税扱です。
- ※ 保険金額の範囲内（最大3,000万円）で、ご請求時に指定いただいた金額から、6か月分の利息と保険料相当額を差し引いてお支払いします。

4. 保険契約者代理特約について

- この特約に対する保険料は不要です。
 - ご契約に保険契約者代理特約を付加することにより、保険契約者が手続きを自ら行うことができない「特別な事情」*があるときに、保険契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者に代わって手続きを行うことができます。
- *「特別な事情」とは、保険契約者が手続きを自ら行うことができないような事情があると当社が認めた場合をいいます。
- ・ 保険契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難であるとき
 - ・ その他上記に準じる状態であるとき

特に重要なお知らせ（注意喚起情報）

- この「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意くださいいただきたい事項を記載しています。**ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。**
- この「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1.クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回または解除）

申込者または保険契約者（以下「申込者等」といいます。）は、つぎの表に記載したご契約ごとの期間であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

ご契約	期間
「責任開始期に関する特約」を付加するご契約	ご契約の申込日からその日を含めて 8日以内
「責任開始期に関する特約」を付加しないご契約	ご契約の申込日または第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。）の領収日※のいずれか遅い日からその日を含めて 8日以内 ※ 第1回保険料を当社指定の金融機関の口座へお振り込みいただいた場合には、「領収日」は第1回保険料が指定口座へ着金した日となります。

- お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または記録媒体の発信時に効力を生じます。
- お申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。また、当社は、申込者等に対しお申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に保険金等のお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に、申込者等が保険金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

お申込みの撤回等ができない場合

- 当社が指定する医師の診査が終了したとき
- 既契約の内容変更のとき
- 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 法人を保険契約者とする保険契約であるとき

お申込みの撤回等のお申出方法

書面によるお申出の場合

- 書面には、つぎの内容をご記入のうえ、申込者等がご署名してください。

①お申込みの撤回等をする旨	②お申出日	③申込者等の住所	④証券番号
⑤募集代理店名	⑥保険料返金口座（申込者等の本人名義の口座）		

 （ご記入いただく内容は個人情報になりますので、できるだけ封書で当社あてにお申出ください。）
- 郵便にてつぎの住所あてにお申出ください。

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1 フコクしんらい生命保険株式会社 クーリング・オフ担当 行

- 書面の発信時（郵便の消印日付）にお申込みの撤回等の効力が生じます。

電磁的記録によるお申出の場合

- 当社では、電磁的記録によるお申出の主たる窓口として、当社ホームページにお申出窓口を設定しております。

フコクしんらい生命 【ホームページ】 https://www.fukokushinrai.co.jp

- お申出の送信時にお申込みの撤回等の効力が生じます。

2.健康状態や職業などの告知（告知義務）

告知義務

- 保険契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。**
 - 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事している方などが無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
 - ご契約にあたっては、

過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）	現在の健康状態	身体の障がい状態	職業 など
--------------------	---------	----------	-------

 書面（告知書）で当社がおたずねすることについて、**事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。**
 - 医師扱の場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様に事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。



告知受領権

- 告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。
- 当社の代理店（生命保険募集人）には告知受領権がなく、口頭で伝えても告知したことになりません。

お申込内容などの確認


- ご契約のお申込後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、当社の確認担当社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

傷病歴等がある場合のご契約のお引受け

- 当社では、保険契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金・給付金等のお支払いなどが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。
- 傷病歴等がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引き受けすることがあります。（お引受けできないことや「保険料の割増し」「保険金の削減」「特定高度障害状態の保障不適用」等の特別な条件をつけてお引き受けすることもあります。）

正しく告知されない場合

- 故意または重大な過失によって、事実を告知しない場合、または事実と違うことを告知した場合、責任開始日（または復活日、復旧日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

 責任開始日（または復活日、復旧日）から2年を経過していても、保険金・給付金等のお支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

ご契約または特約を解除した場合

- 保険金・給付金等をお支払いする事由が発生していても、当社はこれをお支払いすることはできません。
- 保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、当社はお払込みを免除することはできません。（ただし、「保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金等をお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。）
- 解約の際にお支払いする返戻金があれば保険契約者にお支払いします。

- 以下の場合は、当社にご契約または特約を解除することはできません。
 - ▶ 告知にあたり、当社の代理店（生命保険募集人）が、告知をすることを妨げた場合
 - ▶ 告知にあたり、当社の代理店（生命保険募集人）が、告知をしないことや事実でないことを告げることをすすめた場合

- 上記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、

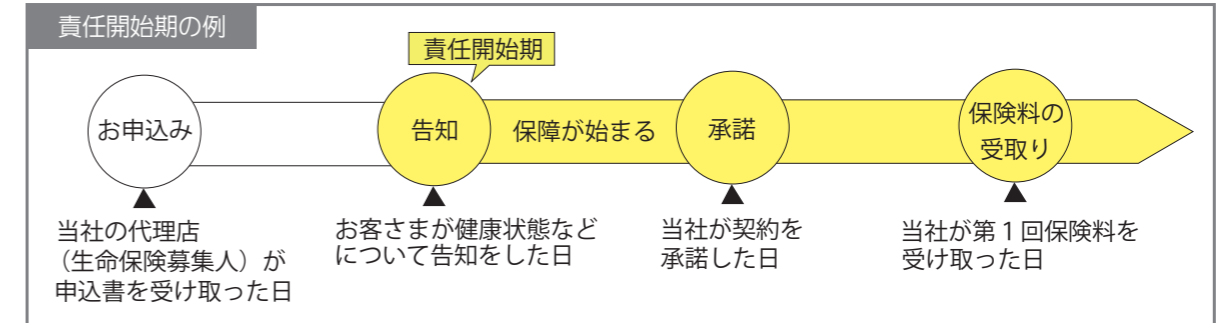
- 責任開始日（または復活日、復旧日）からの年数は問いません。（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。）
- すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

3. 保障の開始（責任開始期）

お申し込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、つぎの時から保険契約上の保障が開始されます。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合


- 当社または当社の代理店（生命保険募集人）がご契約のお申込みを受けた時または告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。



- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料についてはつぎのとおり取り扱います。
 - 第1回保険料の払込期間および猶予期間はつぎのとおりです。

払込期間	猶予期間
責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日まで	第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで


- 猶予期間内に第1回保険料のお払込みがないと、ご契約は無効となります。

 第1回保険料が払い込まれないことによりご契約が無効となった場合、または第1回保険料が払い込まれる前にご契約を解約された場合、以後お申し込みいただく保険契約のお引受けに際して、一定の制限を設けることがあります。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。）を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から保険契約上の保障が開始されます。

参照 具体例などくわしくは、「ご契約のしおり・約款」⑬ 保障の開始（責任開始期）をご覧ください。

-  介護保障定期保険特約の認知症診断給付金の保障が開始される「認知症給付の責任開始日」は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
- 軽度介護保障特約の認知障害給付金の保障が開始される「認知障害給付の責任開始日」は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

当社の代理店（生命保険募集人）の権限

当社の代理店（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4. 保険金・給付金等をお支払いできない場合

つぎのような場合には、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。

- **責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因**とする場合（高度障害保険金など）
ただし、ご契約の際の告知等により当社がその原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかった場合など、約款・特約条項に特に規定があるときは、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除をすることがあります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が**告知義務違反により解除**となった場合
- **重大事由によりご契約または特約が解除**された場合
(例) ・ 保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
・ 保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など
- 責任開始期に関する特約を付加したご契約で、**第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効**になった場合
- **第2回目以降の保険料のお払込みがなく、ご契約が失効**した場合
- 保険契約について**詐欺の行為があつてご契約が取消し**になった場合
- 保険金・給付金等の**不法取得目的があつてご契約が無効**になった場合
- 保険金・給付金等の**免責事由に該当**した場合
(例) ・ 責任開始日から3年以内に被保険者が自殺により死亡したとき
・ 受取人等の故意または重大な過失によりお支払事由に該当したとき など
- 介護保障定期保険特約の「認知症給付の責任開始日」の前日までに認知症と診断確定された場合（認知症診断給付金）
- 軽度介護保障特約の「認知障害給付の責任開始日」の前日までに認知障害と診断確定された場合（認知障害給付金）
- **がん保障定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約について、つぎの場合、特約がん保険金または特約特定疾病保険金は支払われません。**
 - ・ 特約の責任開始期前に悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定されていた場合
 - ・ 特約の責任開始期から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（乳がん）に罹患し、診断確定された場合

参照 具体例などくわしくは、「ご契約のしおり・約款」⑧ 保険金等をお支払いできない場合 をご覧ください。

5. 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効・復活に関する事項

保険料払込の猶予期間

- 第2回目以降の保険料は払込期月（保険料をお払い込みいただく月）内にお払込みください。
払込期月内に保険料のお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けております。

ご契約の失効

- **猶予期間内に第2回目以降の保険料のお払込みがないと、ご契約は失効します。**

保険料の振替貸付

猶予期間内に保険料のお払込みがないときでも、保険料の振替貸付が可能な場合は、あらかじめお申出がないかぎり、自動的に当社が保険料をお立て替えしてご契約を有効に継続させます。

この場合、所定の利率で利息がかかります。（複利計算）

ご契約の復活

- **いったん失効したご契約でも、失効後3年（特別条件付契約の場合は2年）以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。**

参照 復活の手続き、責任開始期などくわしくは、「ご契約のしおり・約款」⑰ 効力を失ったご契約の復活 をご覧ください。

6. ご契約の解約と解約返戻金のお取扱いについて

- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

低解約返戻金型収入保障特約の解約返戻金について

- 「低解約返戻金型収入保障特約」の解約返戻金の水準は、つぎのとおりとなります。

低解約返戻金期間中	払込年月数および経過年月数により計算した額に 低解約返戻金割合（70%）を乗じた水準 となります。
低解約返戻金期間満了後	経過年月数により計算した額となります。

介護保障定期保険特約の解約返戻金について

- 介護保障定期保険特約には解約返戻金はありません。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり・約款」⑳ ご契約の解約と解約返戻金 をご覧ください。

7. 業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり・約款」 お願いとお知らせ「生命保険契約者保護機構」について をご覧ください。

8. 現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

- 現在ご契約の保険契約を解約・減額するときには、一般的につきの点について、保険契約者にとって不利益となります。
 - ・ 多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約についても告知義務があるため、**告知の内容によっては新たな保険契約のお引受けができなかったり、告知の内容が事実と相違していたことにより新たな保険契約が解除・取消しとなることもあります。**
- 新たにお申込みの保険契約の保障は現在ご契約の保険契約から継続しません。このため、新たにお申込みの保険契約で保険金等をお支払いできないこともあります。
 - ・ 新たにお申込みの保険契約の責任開始期および保険金等のお支払いについては、「3.保障の開始（責任開始期）」および「4.保険金・給付金等をお支払いできない場合」を再度ご確認ください。
 - ・ 特につきの内容にご留意ください。

- ▶ 新たにお申込みの保険契約の責任開始日から3年以内に被保険者が自殺により死亡したときは死亡保険金（特約死亡保険金、特約遺族年金）の免責事由に該当します。
- ▶ 特定疾病保障定期保険特約の特約特定疾病保険金、がん保障定期保険特約の特約がん保険金は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期から起算して90日以内の乳房の悪性新生物（乳がん）の保障がありません。
- ▶ 介護保障定期保険特約の「認知症給付の責任開始日」は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
- ▶ 軽度介護保障特約の「認知障害給付の責任開始日」は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

9. 保険金・給付金等のご請求について

- **保険金・給付金等のお支払事由や保険料払込の免除事由が生じた場合だけでなく、その可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社の「お客さまサービス室」にご連絡ください。**
- 保険金・給付金等のお支払事由や保険料払込の免除事由、ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合などについては、「ご契約のしおり・約款」・当社ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
(ホームページアドレス：<https://www.fukokushinrai.co.jp>)
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、保険契約者・被保険者の**ご住所や通信先等を変更された場合には、必ずご連絡ください。**
- ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等のお支払事由や保険料払込の免除事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- ご契約に保険契約者代理特約や指定代理請求特約を付加することにより、保険契約者や被保険者が受取人となる保険金等について、ご自身が請求できない特別な事情があるときに、保険契約者代理人または指定代理請求人が保険金等を代理で請求することができます。
 - ▶ 保険契約者代理人となられる方に、ご契約の内容および代理手続きを行うことができる旨、お伝えください。
 - ▶ 指定代理請求人となられる方に、支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり・約款」⑦ しんらいのご家族サポートサービスの 保険契約者代理特約、指定代理請求特約 をご覧ください。

「引受基準緩和特則」を付加してお申し込みいただく場合は必ずご確認ください

10. 引受基準緩和特則について

- 引受基準緩和特則は、告知項目を限定し引受基準を緩和することで、健康状態に不安のある方でもご加入しやすいように設計された特則です。
- この特則を付加したご契約は、引受基準を緩和しているため、通常のご契約に比べて**保険料が割り増しされています。**
- 健康状態によっては、**より詳細な告知をいただくことで、通常のご契約にご加入いただける場合があります。**
(ただし、健康状態によっては、ご契約に特別な条件がつく場合があります。)
- この特則を付加した場合、ご契約はつぎのとおりとなります。
 - ・ **高度障害保険金・特約高度障害保険金はありません。**
 - ・ 復活の請求は失効日から2年以内に限りです。
 - ・ 払済保険への変更、保険期間・保険料払込期間の変更、保険料の一部一時払、保険料の中途一部一時払、他の保険への加入制度のお取扱いはありません。



通常のお申込みで、特別条件（特別保険料領収法、保険金（給付金）削減支払法）を提示された場合は、提示された特別条件の内容・保険料等と引受基準緩和特則を付加したご契約の内容・保険料等を比較検討のうえ、お申込みください。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、
「フコクしんらい生命 お客さまサービス室」へご連絡ください



フコクしんらい生命 お客さまサービス室

T E L : 0120-700-651 (通話料無料)

受付時間：9：00～18：00（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

- この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

1. 個人情報の利用目的

フコクしんらい生命保険株式会社（以下、当社）は、保険契約のお申込みや各種ご請求にともなって取得したお客様の個人情報を、以下の目的のために利用します。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

2. 個人情報の留意事項

(1) 機微（センシティブ）情報の取扱い

当社は、事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で保健医療などの機微（センシティブ）情報を取得・利用または第三者に提供することがあります。保健医療などの機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則などにより、利用目的が限定されています。

(2) 第三者提供

当社は、以下の場合に、ご提供いただいたお客様の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 医療機関などの関係先（医師・契約確認会社など）に業務上必要な照会を行う場合
- ② 再保険契約の締結および継続・維持管理ならびに再保険金などの請求のために、再保険会社に必要な個人情報を提供する場合
- ③ 保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金などの請求・支払いに関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示する場合

(3) その他個人情報の利用・提供

- ① 法令にもとづく場合
- ② 当社と当社グループ各社との間で共同利用を行う場合
- ③ 契約内容登録制度、契約内容照会制度および支払査定時照会制度にもとづき、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、および日本コープ共済生活協同組合連合会と共同利用を行う場合
- ④ 当社の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤ 保険金のお支払いなどのために、当社取引金融機関に対し、必要な範囲で提供する場合
- ⑥ 保険料控除などのために、ご勤務先の会社・団体に対し、必要な範囲で提供する場合

3. プライバシーポリシー（個人情報保護方針）について

当社は、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）を策定し、これに則って業務を行っています。その内容は、上記項目の詳細を含めて当社ホームページに掲載していますのでご覧ください。お客様サービス室へご照会ください。

【ホームページ】

<https://www.fukokushinrai.co.jp>

【お客様サービス室】

T E L : 0120-700-651（通話料無料）

受付時間：9：00～18：00（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

公的保障制度について

監修●株式会社 FP パートナース

※本資料は公的保障制度の概略を説明しています。詳細につきましては所轄の官公署、専門家等にご確認ください。
※本資料に記載されている公的年金・公的医療保険制度・公的介護保険制度等に関する記載やその他の制度、数値は2026年1月現在のものであり、将来変更される可能性があります。

ご自身の望む人生を実現するには、必要なそなえを正しく理解することが大切です。ここでは、必要なそなえを理解するもとなる公的保障について説明します。また、リスクへの「そなえ」の基本は公的保障です。そして、公的保障で不足する部分にそなえ、補完するのが生命保険の役割です。

1 老後資金不足のとき

▶老後の生活を守るための公的保障として「老齢年金」があります。

老齢基礎年金

国民年金の保険料納付済期間(免除期間などを含む)が原則10年以上ある方に65歳から支給されます。国民年金に40年加入し、全期間が保険料納付済期間である場合、65歳から満額が支給されます。ただし、保険料納付済期間が40年未満の場合は減額されます。

老齢厚生年金

老齢基礎年金に上乗せして、原則65歳から支給されます。年金額は、平均標準報酬月額*1、平均標準報酬額*2、加入期間にもとづいて計算されます。

特別支給の老齢厚生年金

厚生年金加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間をみたしている方で、女性であれば生年月日が昭和41年4月1日までの方、男性(女性でも公務員などの期間がある方)であれば、生年月日が昭和36年4月1日までの方が対象となります。特別支給の老齢厚生年金の金額は、平均標準報酬月額*1、平均標準報酬額*2、加入期間にもとづいて計算された年金額が、生年月日により開始年齢が決まっている年齢から65歳になるまでの間、支給されます。

*1 平均標準報酬額は、2003年3月以前の厚生年金の被保険者期間のすべての標準報酬月額を再評価率で修正した後の平均額です。
*2 平均標準報酬額は、2003年4月以後の厚生年金の被保険者期間のすべての標準報酬月額と標準賞与額を再評価率で修正した後の合算した平均額です。

ご自身が将来受け取れる公的年金額を、厚生労働省の「公的年金シミュレーター」で試算してみましょう!!



「働き方・暮らし方」の変化に応じて
将来受け取る年金額を試算できる



年金額を
見える化
する
公的年金
シミュレーター



<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp>

公的年金シミュレーター
使い方HP



https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki_nenkin_simulator.html

出典：厚生労働省「公的年金シミュレーター使い方ホームページ」をもとに当社作成

2 就業不能のとき

▶働けなくなったときのその後の生活を守る公的保障として「傷病手当金」や「障害年金」があります。

傷病手当金

病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やケガのために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合に支給される制度です。休業が3日以上継続すると4日目から支給の対象となり、1日について標準報酬日額相当*1の3分の2の手当てが通算で1年6か月支給されます。

障害基礎年金

障害等級1級・2級と認定された被保険者に対して支給されます。受給権がある方によって生計を維持されている子*2がいる場合、子の加算が支給されます。障害基礎年金の支給を受けるためには、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上保険料を納めていること等が必要です。

※障害認定日は初診日から起算して1年6か月を経過した日、またはそれ以前で症状が固定した日のいずれかです。

※障害等級は、身体障害者手帳などの等級とは基準が異なります。

※就業中でも条件をみたせば支給対象となります。

障害厚生年金

厚生年金の被保険者期間中に初診日がある傷病で、障害認定日に障害等級1級から3級までの障がいの状態にあるときに支給されます(ただし、保険料納付要件をみたす必要があります)。なお、障害等級1級から3級に該当せず、一定の障がい状態にある場合、障害手当金が支給される場合もあります。障害厚生年金・障害手当金の支給額は、平均標準報酬月額、平均標準報酬額、被保険者期間により異なります。

※障害厚生年金の障害等級の1級・2級は、障害基礎年金と共通、3級は厚生年金独自で定められています。

※就業中でも条件をみたせば支給対象となります。

*1 直近の継続した12か月間の標準報酬月額の平均額の30分の1です。公務員などの場合、基準額の算定方法が異なるケースもあります。

*2 「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

3 死亡のとき

▶「万一」のことがあったときに、このされた家族のその後の生活を守る公的保障として「遺族年金」があります。

遺族基礎年金

亡くなった方に生計を維持されていた「子のある配偶者(妻または夫)」または「子」*に支給されます。

遺族厚生年金

遺族厚生年金を受けられる遺族は、亡くなった方に生計を維持されていた①配偶者・子、②父母、③孫、④祖父母ですが、妻以外の遺族は、年齢要件があります。また、①の方に遺族厚生年金の受給権がある場合、②以下の遺族に遺族厚生年金は支給されません。年金額は、亡くなった方の厚生年金の加入履歴をもとに計算した報酬比例の年金額の4分の3相当額です。遺族が「子のある配偶者」または「子」の場合は、遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給され、子のいない30歳未満の妻に支給される遺族厚生年金は5年間の有期年金です。

中高齢寡婦加算

一定の要件をみたした妻が受け取る遺族厚生年金には、65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算額が加算されます。

寡婦年金

亡くなった夫が一定の要件をみたし、その夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、死亡当時のその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間、寡婦年金が支給されます。

* 「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

4 要介護のとき

▶ 介護が必要になったときの公的保障として、介護サービスを受けることができる「公的介護保険」があります。

公的介護保険は、所定の要介護(要支援)状態になった場合に、支給限度額内であれば、対象の介護サービスを1割(一定以上の所得のある65歳以上の人は2割または3割)の自己負担で利用できる制度です。満40歳以上の方が加入し、第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40~64歳)に区分されます。第2号被保険者は、加齢にともなって生ずる特定の疾病による要介護(要支援)状態のみが保障の対象となります。

● 公的介護保険の受給対象

年齢区分	対象外				
39歳以下の方	対象外				
40~64歳の方	<table border="1"> <tr> <td>加齢にともなって生ずる特定の疾病を原因とするもの*</td> <td>給付対象</td> </tr> <tr> <td>左記以外を原因とするもの(交通事故など)</td> <td>給付対象外</td> </tr> </table>	加齢にともなって生ずる特定の疾病を原因とするもの*	給付対象	左記以外を原因とするもの(交通事故など)	給付対象外
加齢にともなって生ずる特定の疾病を原因とするもの*	給付対象				
左記以外を原因とするもの(交通事故など)	給付対象外				
65歳以上の方	原因を問わず 給付対象				

* ●がん(末期) ●関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗鬆症
●初老期における認知症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ●脊髄小脳変性症
●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患
●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

● 要介護(要支援)認定の目安

要介護度	身体の状態例
要支援1	日常生活の動作の一部(入浴・掃除など)に何らかの介助を必要とする
要支援2	要介護1相当ではあるが、生活機能の維持改善の可能性が高い
要介護1	日常生活の動作の一部や移動の動作などに何らかの介助を必要とするもの忘れおよび理解の一部低下がみられることがある
要介護2	日常生活の動作、食事、排せつなどに何らかの介助や支えを必要とするもの忘れおよび直前の動作の理解に一部低下がみられる
要介護3	日常生活の動作、食事、排せつなどに介助や支えを必要とするもの忘れおよび問題行動、理解の低下がみられる
要介護4	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではほとんどできない多くの問題行動や理解の低下がみられる
要介護5	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではできない多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる

5 病気・ケガのとき

▶ 病気やケガで入院や手術をしたときの公的保障として、「公的医療保険」があります。

公的医療保険の対象となる診療は「保険診療」で、「先進医療」や「自由診療」は公的医療保険の対象外となります。

医療費	保険診療									
	公的医療保険負担	1~3割自己負担								
● 医療費の自己負担割合	<table border="1"> <tr> <td>小学校入学前</td> <td>2割</td> </tr> <tr> <td>小学生以上70歳未満</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td>70~74歳</td> <td>2割 * 現役並み所得の場合は3割となります。</td> </tr> <tr> <td>75歳以上</td> <td>1割 * 一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得の場合は3割となります。</td> </tr> </table>	小学校入学前	2割	小学生以上70歳未満	3割	70~74歳	2割 * 現役並み所得の場合は3割となります。	75歳以上	1割 * 一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得の場合は3割となります。	
小学校入学前	2割									
小学生以上70歳未満	3割									
70~74歳	2割 * 現役並み所得の場合は3割となります。									
75歳以上	1割 * 一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得の場合は3割となります。									
● 自己負担限度額	1か月あたりの自己負担額が限度額を上回った場合、高額療養費制度により超過分が支給されます。									

* 各自治体の補助などにより、実際の負担が軽減されている場合があります。

6 身体障がい

▶ 身体障がい者へのさまざまな福祉制度のうち、原則自己負担1割でサービスが受けられる「自立支援給付」があります。

市町村に申請し「障害支援区分(区分1~6)」等の認定を受け、利用します。

● 自立支援給付の種類 ※自己負担は原則1割です(所得に応じた自己負担上限あり)。

障害福祉サービス	障がい者の日常生活の支援をする「介護給付」と日常生活の向上や就労支援等を目的とする「訓練等給付」があります。
自立支援医療	障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。(所得制限があります。)
補装具	義肢・装具・車いす等の購入を市町村に申請することによって支給されます。

出典：全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について(2024年4月版)」

▶ 身体障害者福祉法で定める「身体障がい」とは、以下の身体の機能の障がいのことです。障害部位ごとに1級から7級の「障害程度等級」が定められています。

6級以上の障がいに認定されると「身体障害者手帳」が交付されます。

障害部位	認定される等級	障害部位	認定される等級
視覚障害	1~6級	呼吸器機能障害	1・3・4級
聴覚または平衡機能の障害	2~6級	膀胱または直腸の機能障害	1・3・4級
音声・言語・そしゃく機能の障害	3・4級	小腸機能障害	1・3・4級
肢体不自由	1~7級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1~4級
心臓機能障害	1・3・4級	肝臓機能障害	1~4級
腎臓機能障害	1・3・4級		